

地域で共に学び育つ交流及び共同学習の推進

県立野田特別支援学校

1 学校の概要

本校は東武野田線（通称：東武アーバンパークライン）愛宕駅から北東に約2キロに位置し、近隣には小中学校があり、開校当初から学校間交流を行っています。知的障害（野田市のみ）と肢体不自由（野田市及び柏市と流山市の一部）を主とする障害をもつ児童生徒157名が通う総合的機能を有する特別支援学校です。

2 交流及び共同学習

学習指導要領には、障害のある子供と障害のない子供が活動を共にする取組として「交流及び共同学習^{注1}」が規定されており、本校でも平成元年の開講当初から近隣の小中学校や公立高等学校との交流を続けている。また、平成2年度、3年度には「心身障害児理解推進教育」の千葉県教育委員会の研究指定を受け、近隣小学校との交流学习に取り組んでいる。

「交流及び共同学習」の多くは「学校間交流」や「居住地校交流^{注2}」という形で行われてきているが、近年、「居住地校交流」を発展させた新たな取組の一つとして「副次的な籍^{注3}」が広がりつつある。「副次的な籍」とは、特別支援学校に通う幼児児童生徒が、学籍を特別支援学校に置き、副次的な学籍を居住地域のある小学校、中学校等に置く仕組みのことである。関東近県では、東京都が「副籍制度」、埼玉県が「支援籍」、横浜市が「副学籍」と称して実施しているが、千葉県では実施されていない。

そこで本校では先述の歴史的背景を基に野田市教育委員会と連携し、「副次的な籍」を活用した「交流及び共同学習」を推進することにより、居住する地域において障害のある子供にとっては、様々な人々とともに助け合って生きていく力となり、積極的な社会参加につなげる。また、障害のない子供にとっては、障害のある人に自然に話しかけたり、積極的にかかわりをもったりする行動で、人々の多様な在り方を理解し、障害のある人と共に支え合う「共生社会^{注4}」の実現につなげていく。



小学部のオンライン交流

注1) 障害のある子供と障害のない子供、あるいは地域の障害のある人との触れ合い、ともに活動する交流及び共同学習は、障害のある子供にとっても、障害のない子供にとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな機会を有するもの。[交流及び共同学習ガイドより抜粋]

注2) 特別支援学校に通っている児童生徒が、自分の住んでいる地域の小学校、中学校に行き、学習や学校行事等に参加すること。

注3) 特別支援学校に在籍する児童生徒は、居住する地域から離れた特別支援学校に通学していることにより、居住する地域とのつながりを持ちにくい場合がある。「副次的な籍」を置くことで、居住地域のある小中学校にも机や椅子、ロッカーや下駄箱などが準備され、「交流及び共同学習」を継続的に推進しやすくなると考えられている。

注4) 様々な人々が、すべて分け隔てなく暮らしていくことのできる社会であり、障害のある人も障害のない人も、支える人と支えを受ける人に分かれることなく、共に支え合い、様々な日知人の能力が発揮される、活力のある社会のこと。

3 成果（児童生徒の変化等）

コロナ禍で2年間、「交流及び共同学習」の実施が難しい時期を経て、令和4年度より再開された。同世代とのかかわり合いが限定されていたコロナ禍の2年間に比べ、本校の児童生徒にとっては、新しい仲間と共に取り組む活動が意欲や自信にもつながった。

交流後、本校の児童生徒からは「もっとやりたい」や「交流ではこんなことができた」など、自分自身の成長を実感することができた。また、小中学校の児童生徒からは「障害があっても色々なことができるのですね」や「こんなこともできるのではないか」という気付きや提案があった。

交流の回数を重ねることに、障害のない児童生徒にとって障害のある児童生徒は「できないから助けてあげる」という対象から、「共に活動し、喜びを共有できる仲間」へという変化が見られた。



中学部生徒と東部中生徒による共同制作「つばさアー

4 準備・実施段階の工夫

「学校間交流」を実施する前に小中学校へ特別支援学校の教員が出向き、障害特性に関する出前授業を行った。特別支援学校の児童生徒が「何が苦手」なのかを伝えるだけでなく、「このよ

うにするとよい」といった話をするこで、具体的なイメージをもちやすく、最初の交流から子供同士が積極的にかかわりをもつようになった。

また、「副次的な籍」については、職員対象の研修を行い、取組に関する共通理解を図るとともに、野田市教育委員会とも定期的に進捗状況を確認しながら進めてきた。

「副次的な籍」の導入については、野田市教育委員会や各小中学校の協力が必要不可欠なため、既存の「居住地校交流」のシステムを活用しながら「副次的な籍」の導入できるよう、野田市の校務支援システムの確認や各学校へのアンケート調査を実施した。



動画交換交流によるステージ発表

[取組の経緯]

- 令和4年 4月 保護者へ居住地校交流のお知らせ配付
6月 小中学校での出前授業^{注5}による障害理解
7月 居住地校交流及び「副次的な籍」の基礎研修（本校職員対象）
9月 保護者へ居住地校交流のお知らせ再配付
10月 職員研修「東京都における復籍制度について」
講師 東京都教育庁指導部 山本修司 指導主事
※野田市教育委員会と千葉県教育委員会も参加
- 令和5年 1月 野田市教育委員会と次年度に向けての打ち合わせ
4月 保護者へ居住地校交流のお知らせ配付
6月 小中学校での出前授業による障害理解
7月 居住地校交流を実施している児童生徒の保護者に対して「副次的な籍」についての希望調査を実施
8月 野田市教育委員会と「副次的な籍（試行）」について最終確認
※『副次的な籍による交流教育実施要綱（案）』の作成及び試行開始
9月 野田市立岩木小学校で小学部3年生（1名）が「副次的な籍」による交流を開始

注5）特別支援学校の教員が、交流を実施する学校に出向き、児童生徒や教員に対して、「障害理解授業」や本校児童生徒とのかかわり方について共通理解を図る目的で行われている。



出前授業の様子

5 広報・報道実績

コロナ禍による空白の2年間があったため、児童生徒や保護者の中にも「交流及び共同学習」の取組が初めてというケースが多くあった。そのため、令和4年4月に配付した居住地校交流のお知らせでは、居住地校交流を希望する家庭が少なかった。

令和4年9月に「お知らせ」を再配付するものの、交流希望者は思うように集まらなかったため、学校間交流の児童生徒の様子や研修会や保護者会での説明などを行うことにより、令和5年度はコロナ禍前の水準にまで希望者数が増加した。



パラスポーツ・ボッチャでの交流

【取組の経緯】

- 令和4年 4月 保護者へ居住地校交流のお知らせ配付
- 6月 令和4年度第1回開かれた学校づくり委員会で周知
- 9月 保護者や居住地校交流のお知らせ再配付
- 11月 1000か所ミニ集会及び第2回開かれた学校づくり委員会で近況説明
- 令和5年 1月 千葉県教育委員会研究指定校実践研究報告会にて発表
※千葉県公式セミナーチャンネル上で令和5年2月10日から
令和5年8月31日まで千葉県内公立小中・高等学校への限定公開
- 令和5年 4月 保護者へ居住地校交流のお知らせを配付
- 5月 PTA役員会で「副次的な籍」に関する情報提供
- 6月 令和5年度第1回開かれた学校づくり委員会で近況説明
- 8月 1000か所ミニ集会で交流のことを発信し、共生社会について考える機会を設ける
- 9月 野田市立小中学校に対してアンケート調査の依頼
- 10月 学校だよりにて周知

6 取組への反響（保護者の声等）

「交流及び共同学習」は、「学校間交流」と「居住地校交流」に分けることができ、更に実施方法としては「直接交流」と「関節交流」がある。

それぞれにメリットやデメリットがあり、家庭の状況によっては、大きな負担感につながりかねない。

児童生徒本人や保護者から丁寧な聞き取りを行うことにより、より好意的な意見や建設的な意見が得られると推測される。

[学校間交流]

- 同世代の子供たちと楽しく過ごせて見られてよかった。
- 小学校の友達と一緒に活動したことが「楽しかった」と嬉しそうに子供が話してくれた。
- 交流の様子を直接見ることができずに残念でした。

[居住地校交流（副次的な籍）]

- 子供のやりたい学習に参加することができてよかった。
- 直接、活動の様子が見られるので、子供の成長や課題が分かる。
- 送迎や交流中の見守りが必要なので、回数が限られてします。
- 学校の都合で、交流の間隔が空いてしまうことがある。



小学部児童がステージ発表をする様子

7 今後の方向性

「副次的な籍」については、今後も各自治体において「交流及び共同学習」の発展形として注目されていくはずである。注目はされているが、本校が千葉県初であるように、まだまだ導入実績が少なく、保護者や各学校等には周知が必要です。

各学校への周知は、すでに野田市教育委員会に管理職や特別支援教育担当の研修会で説明の時間を設けていただけることになっている。保護者への周知は、今後も全校保護者会、PTA研修等を活用していく予定です。

「副次的な籍」を障害のある子供たちが 居住する地域の学校に置くことは、居住する地域の子供の一人として居住する地域との関係を深め、つながりの維持・継続に結び つくと考えられます。また、地域の障害のない子供たちと分け隔てなく共に学びあうことは、共生社会を形成する一つの姿であると考えられています。

その一方で、保護者による児童生徒の付き添いや学校間の時間割りの調整など、保護者や教員の負担が増すことなどの現実的な課題もあります。課題解決のためには、「副次的な籍」の実践を数多く行い、保護者や学校、野田市教育委員会などが一層の協力をしていく必要があります。



共同作品が完成した後の記念撮影

地域でともに学ぶ

居住地校交流



居住地校交流とは??

特別支援学校に在籍している児童生徒が、自分の住んでいる地域の小・中学校でその学校に在籍している児童生徒と一緒に学習をする活動のことです。

居住地校交流のメリットは??

自分の住んでいる地域の小・中学校の同世代の児童・生徒と学習等の活動と一緒に行うことで、コミュニケーション力を高めたり、お互いの理解を深めたりする学習の場です。社会性を身につける、人間関係を広げるなどの期待もあります。

どんなことをするの??

国語や算数・数学、体育や音楽などの教科学習や清掃などの日常生活の場面、学習発表会などの学校行事に参加します。

送迎や交流活動中の支援等、保護者の方にはお願いすることとなります。また、交流前には(必要に応じて)本人と一緒に見学、打ち合わせに行っていただきます。御理解いただき、居住地校交流をご検討ください。



居住地校交流をしているご家庭へ

千葉県立野田特別支援学校
校長 松本 巖

副次的な籍についてアンケートへのご協力をお願いします。

副次的な籍とは・・・

「副次的な籍」とは、特別支援学校に通う児童生徒が、学籍を特別支援学校に置き、副次的な学籍を居住地の小学校、中学校等に置く仕組みのことです。学習指導要領には、障害のある子供と障害のない子供が活動を共にする取組の一つが「居住地校交流」であり、現在では、その居住地校交流を発展させたあらたな取組の一つとして、「副次的な籍」が各地域で広がりつつあります。「副次的な籍」については、国が定める指針や法律、補助制度はありません。

障害のある子供たちが、居住する地域の学校に副次的な学籍を置くことは、居住する地域の子供の一人として居住地との関係を深め、つながりの維持・継続に結びつきます。また、地域の障害のない子供たちと分け隔てなく学び合うことは、共生社会を形成する一つの姿であると考えられます。

野田市でも副次的な籍を進めていくための検討がなされています。本校で居住地校交流をしている児童生徒、御家族が「副次的な籍」を希望された場合に、野田市教育委員会と連携して取組を進めていこうと思っております。居住地校交流の相手校の状況にもよりますが、まずは御希望の有無をお聞かせいただきたく、ご協力をお願いいたします。

切り取り線

_____学部_____年

氏名_____

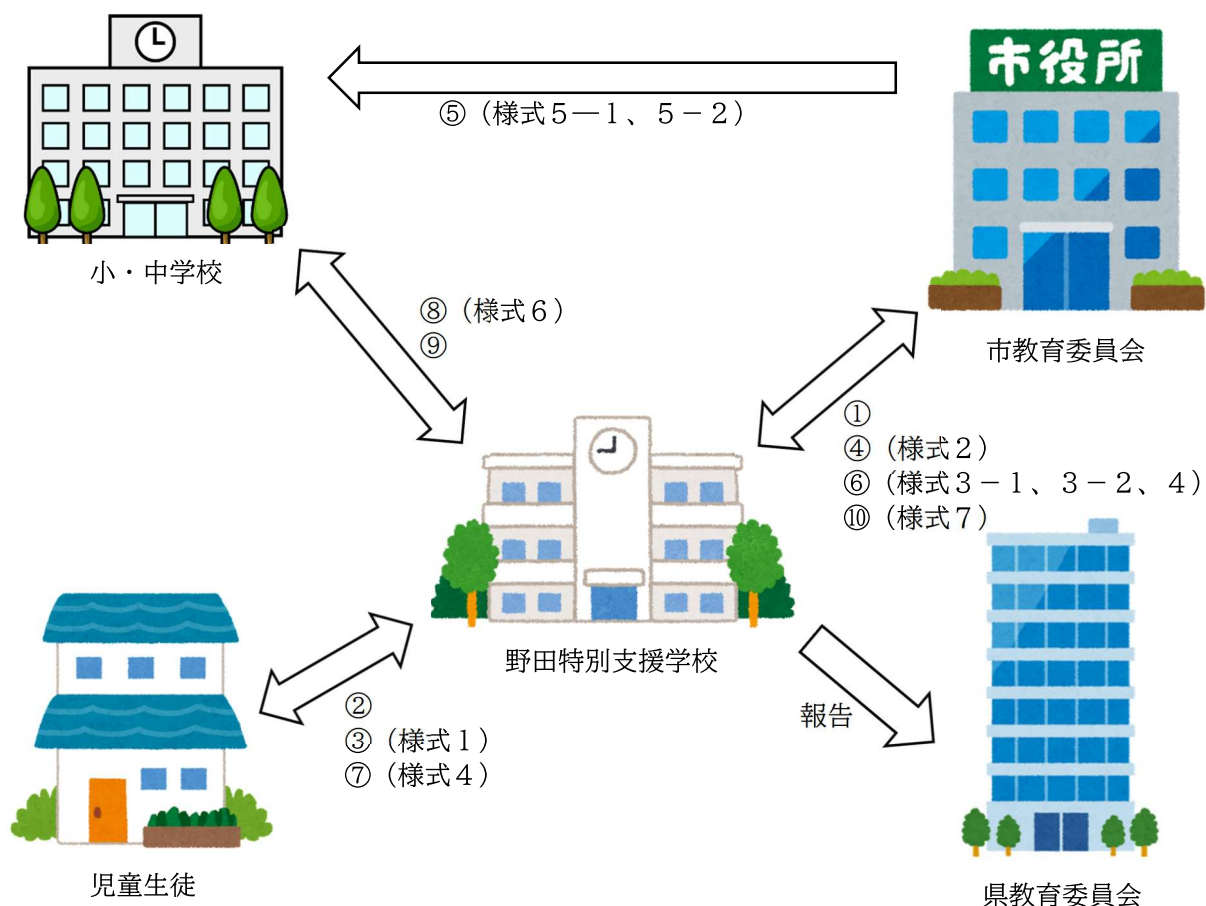
副次的な籍を

希望します

希望しません

担任→特別支援教育コーディネーター

副次的な籍による交流教育を進める流れ



- ① 市教育委員会と副次的な籍による交流教育に関する案内などの必要書類を確認する。
- ② 在籍校は案内などを保護者に説明・配付し、副次的な籍による交流希望を確認する。
- ③ 保護者は居住地の小・中学校に副次的な籍を置き、交流教育を希望する場合、在籍校に申し出る。
- ④ 在籍校は希望する児童生徒について、市教育委員会宛てに連絡する。
- ⑤ 市教育委員会は在籍校から連絡を受け、希望する児童生徒の居住地の小・中学校に対し、交流の指定を通知する。
- ⑥ 市教育委員会は在籍校に対し、交流の指定について連絡する。
- ⑦ 在籍校は、市教育委員会から送付された保護者宛ての指定についての通知書を保護者に手渡す。
- ⑧ 交流校及び在籍校は、当該児童生徒の「個別の教育支援計画」などの児童生徒の交流目標に基づいて、副次的な籍による交流教育の実施について協議し、在籍校は実施計画書を作成し、交流校に送付する。
- ⑨ 交流校及び在籍校は、「交流教育計画書」に基づき、交流教育を開始する。
- ⑩ 在籍校と交流校は年度末に協議し、在籍校は「実施報告書」を作成し、県教育委員会に報告する。

副次的な籍による交流教育実施要綱

千葉県立野田特別支援学校

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県立野田特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）の小・中学校に在籍する児童・生徒（以下「児童・生徒」という。）が、居住する地域とのつながりの維持・継続していくために、居住する地域の野田市立の小・中学校（以下「交流校」という。）に副次的な籍（以下「副籍」という。）をもち、直接的または間接的な交流を行うこと（以下「副籍交流」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 直接的な交流とは、指定校の授業等への参加をいう。
- (2) 間接的な交流とは、学校・学級便りの交流またはインターネット等を活用しての交流等をいう。
- (3) 在籍校とは、当該児童・生徒が在籍する特別支援学校の小・中学部をいう。

(副籍交流の対象)

第3条 副籍交流の対象となる児童・生徒は、特別支援学校の小学部、中学部に在籍する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は副籍交流の対象としない。

- (1) 保護者が副籍交流を希望しない児童・生徒
- (2) 野田市内に住所を有しない児童・生徒

(交流校決定までの手続等)

第4条 野田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、特別支援学校に新たに就学する者の保護者に対し、副籍交流について説明を行い、副籍交流の希望について意向調査をするものとする。

2 教育委員会は、前項の調査において特別支援学校に新たに就学する者の保護者が副籍交流を希望する場合には、学齢簿にその旨を記載し、千葉県教育委員会に提出するものとする。

3 特別支援学校は、4月に「副次的な籍の交流希望書」(様式1)を当該児童・生徒の保護者に配付し、教育委員会に「副次的な籍を活用して交流を希望する児童生徒一覧」(様式2)を報告する。

4 教育委員会は、「副次的な籍交流校の指定について(通知)」(様式3-1及び様式3-2)で特別支援学校に通知する。また、保護者に対しては様式4、交流校に対しては様式5-1及び様式5-2で通知する。

5 第4項にある保護者への通知は、特別支援学校を経由して行うこととする。

(学齢簿等への記載)

第5条 教育委員会は、交流校の決定後、当該児童・生徒の交流校を学齢簿に記載する。

(副籍交流の内容の決定)

第6条 副籍交流の内容は、児童・生徒の障害等の状況に応じ、在籍校と交流校が協議の上、決定することとする。

2 第1項の規定に基づき、在籍校の担任等と交流校の担任等は、保護者等を交え、事前協議を行い、交流内容等の確認を行うこととする。

3 在籍校は、第2項に基づき決定した副籍交流の内容を 副次的な籍交流の実施について」(様式6)により指定校の校長に送付するものとする。

4 交流校は、名簿を作成するとともに、当該児童・生徒の机、椅子、ロッカー、下駄箱等の準備を行うこととする。

(通学・送迎・経費)

第7条 交流校への通学は、保護者の責任の下で行うものとする。また、通学に係る送迎や学習教材等に要する経費は、保護者は負担するものとする。

2 児童・生徒が、交流校での教育活動は、保護者が見守りを行うこととする。

3 児童・生徒の活動の様子などを鑑み、保護者、交流校、在籍校で協議を行うことで、保護者の責任の下、送迎や見守り等の軽減を図ることを可能とする。

(安全面の配慮)

第8条 在籍校と交流校は、緊密に連絡を行い、児童・生徒の健康安全面及び施設設備面の安全確保に十分留意すること。

2 交流校で実施する交流授業等は、計画に基づいた教育課程上の教育活動であるため、日本スポーツ振興センターの定める在籍校の「学校の管理下」に該当する。なお、交流校への通学も同様とし、事故の際の災害給付等の手続については、在籍校は対応することとする。

3 医療的ケアが必要な児童については、主治医等の指導助言の下、保護者を交えて実施の可否を含めた協議を行う。また、看護師の派遣については、千葉県教育委員会に指導・助言を行うこととする。

(指導要録等の取扱い)

第9条 指導要録への記載は、交流校との連携を密にしながらに在籍校において行うものとする。様式1(学籍に関する記録)では、「学校名及び所在地」欄に交流校名を及び実施期日を記載する。また、様式2(指導に関する記録)では、「総合所見及び指導上参考になる諸事項」等の欄に、交流授業等の実施状況(学習内容や評価等)を記載する。

2 第1項の規定に基づき、評価を行う場合には、交流校と在籍校が協議を行い、記載内容等の確認を行うこととする。

(実施報告)

第10条 在籍校と交流校は、「副次的な籍交流実施報告書」(様式7)を作成し、保護者、野田市教育委員会、千葉県教育委員会に報告することとする。

学校だより

HPアドレス : <http://www.chiba-c.ed.jp/noda-sh/>

発行 2023.10.1 vol.6

10月号



千葉県立野田特別支援学校

『副次的な籍』と『コミュニティ・スクール』

教頭 猪越 裕

10月からは、後期の個別の指導計画の目標に基づいた指導が始まります。後期も各家庭と連携を密に取り、お子様の状況を確認しながら支援・指導を進めて参りますので、御協力をよろしくお願いいたします。

さて、令和6年度導入に向けての2つの取組について御紹介いたします。

取組1：『副次的な籍』による交流及び共同学習



本校の『副次的な籍』とは、野田市在住の小中学部の児童生徒が、居住する地域の小中学校に『副次的な籍』を置き、直接的な交流や間接的な交流を通して、居住する地域との関係を深め、つながりの維持・継続に結び付けるものです。

各校が『副次的な籍』による交流及び共同学習を教育課程上に位置付けるため、当該学校間の更なる連携の下、より主体的で組織的な取組が期待できます。

〔直接的な交流例〕

- ・教科等の交流や共同学習
- ・行事等における交流

〔間接的な交流例〕

- ・学校だより等の配信
- ・手紙やメール等のやりとり
- ・Web会議システムでの交流

取組2：『コミュニティ・スクール』による地域学校協働活動



千葉県では、原則として令和7年度までに全ての県立学校に『コミュニティ・スクール』を設置することとなっています。

『コミュニティ・スクール』の設置により、学校と地域が目標・目的を共有し、連携・協働しながら子供たちに必要な資質・能力を育てていきます。

〔期待できる効果〕

- ・地域の力を生かして、子供たちの学びや体験活動が充実します。
- ・保護者にとっては、地域の中で子供たちが育てられているという安心感が生まれます。
- ・地域の協力により、教員が子供たちと向き合う時間を増やせます。